最終更新日：2018年6月25日

東洋炭素株式会社
代表取締役会長兼社長兼CEO　近藤　尚孝
問合せ先：コーポレート・リレーション室　06-6472-5815
証券コード：5310
http://www.toyotanso.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社および当社グループは、株主、顧客、従業員、社会等のステークホルダーからの負託に応え、その持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、以下の経営理念・経営方針を基本理念とし、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果断な意思決定を行うことを目的として、コーポレート・ガバナンスの仕組みを構築しております。

【経営理念】
当社および当社グループは「東洋炭素グループは、C(カーボン)の可能性を追求し世界に貢献する。」を経営理念とし、事業活動を通じた社会貢献を目指す。

【経営方針】
1. お客様の満足度向上を最優先のテーマとし、最高水準の品質、納期、コスト、サービスを目指し、企業活動に取り組む。
2. Cの技術を通して、株主・社会から高く信頼され継続的に成長する未来型企業グループを目指す。
3. 社員の自立性・創造性を尊重し、全員が目標を持ち、働き甲斐があり、公正な評価をされる職場環境を築く。
4. 法令及び社会規範遵守を基本に、社会的秩序を守り、誠実で公正な企業活動を通じて社会に貢献する。
5. 人と炭素と自然との共存・調和を目指し、地球環境保全に貢献する企業活動を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、発行会社との取引関係維持・強化等により、当社の企業価値向上に資すると判断される場合、純投資目的以外の株式を政策保有株式として保有いたします。主要な政策保有株式について、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を評価の上、その保有の合理性を取締役会において毎年検証し、当該株式にかかる議決権の行使にあたっては、投資先の持続的成長や企業価値向上に資することを判断の基準しております。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社が役員との間で法令に定める競業取引および利益相反取引を行うにあたっては、取締役会による承認を要することとし、当該取引を行う場合は、一定時期にその取引の内容について報告を行う事を義務付けております。また、主要株主等との取引においても、必要性や費用対効果等の要素を勘案し合理的選択を行うこととしており、取締役会規則において定める一定基準以上のものや取引の重要性が高いものは取締役会の承認を得ることとしております。

【原則3-1-i　情報開示の充実　会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画】
・経営理念：本報告書「Ⅰ　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報　1. 基本的な考え方」および当社ウェブサイトに掲載しております。　http://www.toyotanso.co.jp/Company/
・経営戦略・経営計画：開示資料、決算説明資料、株主通信等に掲載しております。各資料は当社ウェブサイトに掲載しております。
　開示資料、中期経営計画資料　http://www.toyotanso.co.jp/News/
　決算説明資料　http://www.toyotanso.co.jp/IR/presentations/
　株主通信　http://www.toyotanso.co.jp/IR/report/

【原則3-1-ii　情報開示の充実　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】
本報告書「Ⅰ　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報　1. 基本的な考え方」に掲載しております。

【原則3-1-iii　情報開示の充実　経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】
本報告書「Ⅱ　経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況　報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に掲載しております。

【原則3-1-iv　情報開示の充実　経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】
本報告書「Ⅱ　経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況　2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に掲載しております。

【原則3-1-v　取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明】
平成28年3月開催の第74期定時株主総会より、招集通知の参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1　経営陣に対する委任範囲の概要】
取締役会は、法令・定款および取締役会規則で定められた重要事項に関する意思決定を行っております。また、意思決定の迅速化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入し、日常の業務執行を執行役員に委ねており、取締役および執行役員を構成メンバーとする経営会議にて、経営の重要事項の審議および取締役会に上申すべき事項を議論することにより、重要事項の意思決定における判断の妥当性を確保しております。各執行役員は、取締役会で選任され、所管の社内組織を指揮して業務を執行し、経営方針、経営計画等に沿った業務の展開・推進に責任を負っております。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
社外取締役は、当社の中長期的な価値の向上のため、企業経営の知見に基づく助言、取締役・執行役員の監督、会社のステークホルダーの意見の取締役会への反映等の役割を担っております。取締役会は、社外取締役の役割を十分に発揮するため、原則として 1. グローバルな企業経営　2. リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理　3. 財務、会計、税務　4. 開発・技術・生産・営業等の知見　いずれかの分野において卓越した知見、豊富な経験を有する者を選定いたします。指名・報酬委員会は、上記の分野における優れた資質を持つ者について十分に審議の上選任案を明示し取締役会に推薦いたします。
独立社外取締役3名は、それぞれ公認会計士および税理士として財務・会計に関する幅広い知識と大手監査法人等における豊富な業務経験による知見、大手化学メーカーの研究職・経営者としての職務経験と海外子会社の経営・立て直しを含む、国際的な活動についての豊富な知見、弁護士として長年にわたり培われた企業法務にかかる知識および経験を有しております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
独立社外取締役の選任にあたっては、会社法および東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準に則り候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1　取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】
本報告書「II　経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況　2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に掲載しております。

【補充原則4-11-2　取締役・監査役の他の上場会社役員の兼任状況】
取締役および監査役の他の上場会社の役員の兼任の状況は、本報告書「II経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」、株主総会参考書類、および有価証券報告書にて毎年開示しております。
現在、社内取締役1名、社外取締役3名および社外監査役2名は、他の上場会社の役員を兼任しておりますが、合理的な範囲と判断しております。この他の取締役および監査役は他の上場会社の役員等を兼任しておりません。

【補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性の分析・評価】
当社は、1. 取締役会の責務・役割　2. 取締役会の規模・構成・体制　3. 取締役会の運営　4.ステークホルダーとの関係を主な評価項目とする質問票を、全取締役および監査役ならびに取締役を兼務しない全執行役員に対し配布し、その回答に基づき、取締役会において、取締役会全体の実効性について評価・分析を平成28年より毎年実施しております。平成29年度の結果につきましては、当社取締役会は、コーポレートガバナンス・コードの原則に則った役割・責務を果たしており、取締役会の実効性は概ね確保できていると評価しておりますが、一方で、ｉ 意思決定および監督機能に関する機関のあり方、ii経営陣の評価、報酬設定、選任・解任、iii内部統制の強化、iv企業戦略、中長期戦略とサステナビリティー、ｖ資本政策、vi開示の改善については、より充実・発展させるべきと認識しており、改善に取り組んでおります。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役、監査役および執行役員に対して、就任時における当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得や、求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供、および在任中におけるこれらの継続的な更新を目的としたトレーニングの機会を提供・斡旋し、その費用を負担いたします。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
「IRポリシー」を制定し、当社ウェブサイトに掲載しております。　http://www.toyotanso.co.jp/IR/Policy.html
当社は、株主および投資家との建設的な対話を行うため、IR担当部門を設置し、代表取締役、担当取締役等と方針や対応について協議し、積極的な活動に努めております。この活動においては決算説明会をはじめ、株主・投資家との面談や説明会等を計画的に実施し、得られた意見や質問を取締役会等に適宜フィードバックしております。
活動の内容としては、年2回の決算説明会をはじめ、株主や投資家からの取材に積極的に応じている他、適宜海外の機関投資家訪問や工場見学会等を実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
森田　純子	3,318,944	15.90
近藤　朋子	1,560,704	7.48
近藤　尚孝	1,214,276	5.82
近藤ホールディングス株式会社	1,165,000	5.58
公益財団法人近藤記念財団	834,000	4.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	762,800	3.66
ＮＴコーポレーション株式会社	626,000	3.00
近藤　孝子	620,060	2.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	529,900	2.54
株式会社みずほ銀行	360,000	1.73

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田　昌吾	公認会計士								△			
岩本　宗	他の会社の出身者											
山形　康郎	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

山田　昌吾	○	(重要な兼職の状況) ・山田昌吾公認会計士税理士事務所長 ・株式会社コンテック社外取締役 同事務所および同社と当社との間に取引等の関係はございません。 当社が顧問契約を締結している税理士法人プライスウォーターハウスクーパースにおいて平成25年6月まで業務執行に携わっておりましたが、平成25年7月に同税理士法人を退社しております。また、当社の第76期事業年度(平成29年1月1日から平成29年12月31日)における当社と同税理士法人との間の取引金額は約54百万円にとどまり、当社の売上高および同税理士法人の業務収入それぞれに対する当該取引金額の割合はいずれも僅少であります。	公認会計士・税理士として長年にわたり培われた企業法務にかかる知識および経験を有するとともに、当社および他社における社外取締役の経験から、業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断し選任しております。また、当社と特別な利害関係を有していないことから、中立的な立場にあり独立役員として適任であると判断しております。
岩本　宗	○	(重要な兼職の状況) ・タキロンシーアイ株式会社社外取締役 同社と当社との間に取引等の関係はございません。	大手化学メーカーの研究職・経営者としての職務経験や、海外子会社の経営・立て直しを含む国際的な活動についての豊富な知見を有するとともに、当社および他社における社外取締役の経験から、業務執行に対する監督機能を適切に果たし、事業構造改革を含む営業戦略全般への議論・検討への貢献が期待できることから、事業構造改革を含む当社事業の発展のための有益な助言をいただけるものと判断し選任しております。また、当社と特別な利害関係を有していないことから、中立的な立場にあり独立役員として適任であると判断しております。
山形　康郎	○	(重要な兼職の状況) ・弁護士法人関西法律特許事務所社員弁護士 ・株式会社MonotaRO社外取締役 ・株式会社大阪シティドーム社外取締役 同事務所および両社と当社との間に取引等の関係はございません。	企業法務分野の弁護士として長年にわたり培われた企業法務にかかる知識および経験を有するとともに、当社および他社における社外取締役の経験から、業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断し選任しております。また、当社と特別な利害関係を有していないことから、中立的な立場にあり独立役員として適任であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

取締役等の人事や報酬等に関する決定プロセスを透明化し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、指名・報酬委員会を設置しております。

[監査役関係]

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に面談し、会計監査人の監査計画・監査実施状況とその結果について報告を受け意見交換を実施しています。また効率的な監査を実施するに当たり、監査役は内部監査部門である監査部と、緊密な連携を保ち、監査上の必要性から監査結果の報告を求める等、情報交換を実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中　耕一郎	公認会計士										△			
高坂　佳郁子	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中　耕一郎	○	（重要な兼職の状況） 田中総合会計事務所所長 埼玉工業株式会社　社外監査役 株式会社小田原エンジニアリング　社外監査役 同事務所および両社と当社との間に取引等の関係はございません。 平成26年6月まで有限責任監査法人トーマツの業務執行に携わっており、同監査法人と当社は、監査契約を締結しておりますが、当社の第76期事業年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日）における当社と同監査法人との間の取引金額は約43百万円にとどまり、当社の売上高および同監査法人の業務収入それぞれに対する当該取引金額の割合はいずれも僅少であります。	公認会計士および税理士として財務・会計に関する幅広い知識と、大手監査法人等における豊富な業務経験による知見および海外駐在経験を有しており、その知識や経験に基づき監査を行うとともに、社外監査役として独立した立場から意見を述べ、当社の経営に対する監査機能を十分に発揮しております。以上より、当社社外監査役として職務を適切に遂行していただけると判断し選任しております。また、当社と特別な利害関係を有していないことから、中立的な立場にあり独立役員として適任であると判断しております。

高坂　佳郁子	○	(重要な兼職の状況) 色川法律事務所パートナー 日本山村硝子株式会社社外取締役(監査等委員) アジア太平洋トレードセンター株式会社社外監査役 株式会社ファルコホールディングス社外監査役 同事務所および両社と当社との間に取引等の関係はございません。	弁護士として企業法務を中心とした法務に関する幅広い知識・経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し選任しております。また、当社と特別な利害関係を有していないことから、中立的な立場にあり独立役員として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

平成25年7月12日開催の取締役会において、第2回ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、同年9月24日にて付与いたしました。 また、平成29年3月開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役、執行役員および従業員（出向社員含む）の受ける利益を株価と連動させることにより、業績向上に対する貢献意欲を高め、以て企業価値増大へ寄与することを目的としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役および監査役に支払った報酬
　取締役　　8名　146百万円　（うち社外取締役　3名　19百万円）
　監査役　　3名 19百万円　（うち社外監査役　2名　　7百万円）
　合計　　11名　166百万円　（うち社外役員　　5名　　26百万円）
（注）
1. 事業報告の取締役及び監査役の報酬等の額と同一の方針により記載しております。
2. 株主総会の決議による取締役の月額報酬限度額は、25百万円であり（平成17年８月定時株主総会決議）、また、別枠としてストック・オプション報酬限度額は年額150百万円であり（平成21年８月定時株主総会決議）、譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は年額90百万円であります（平成29年３月定時株主総会決議）。
3. 株主総会の決議による監査役の月額報酬限度額は、3百万円であります（平成30年3月定時株主総会決議）。
4. 上記の人員および報酬等の総額には、平成29年3月30日をもって任期満了により退任した取締役１名を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、基本報酬としての月例報酬、業績連動報酬としての役員賞与、ストックオプションならびに中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成しており、いずれも株主総会の決議により承認された限度額の範囲内において決定いたします。代表取締役社長の報酬については、指名・報酬委員会において審議し、各取締役の報酬については、代表取締役が一定の基準のもとに業績等を評価した上で、指名・報酬委員会において審議し、取締役会においてそれぞれ決定します。

監査役の報酬につきましては、基本報酬のみとし、報酬水準の総額決定に関する基本方針を指名･報酬委員会において審議し、取締役会において決定します。各監査役の報酬については監査役の協議により決定いたします。
なお、退職慰労金制度につきましては、平成17年8月30日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役のサポートにつきましては、コーポレート･リレーション室が担当し、必要事項の連絡等を行っております。取締役会およびその他社外取締役や社外監査役が出席する重要会議に関しては、会議の議題等の資料の事前配布を行うなど、円滑な業務遂行のためのサポートを行っております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役会において、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに監査役会設置会社として、監査･監督機能の一層の強化を図っております。

取締役会は社外取締役3名を含む8名の取締役で構成されており、月1回の定時取締役会と臨時取締役会を随時開催し、当社の経営方針等の重要事項に関する意思決定を行っております。また、当社は意思決定の迅速化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入し、日常の業務執行を執行役員に委ねております。各執行役員は、取締役会で選任され、所管の社内組織を指揮して業務を執行し、経営方針に沿った業務の展開･推進に責任を負います。取締役会は、各取締役の職務執行を監督するほか執行役員の業務執行を監督しております。
また取締役および執行役員を構成メンバーとする経営会議を、原則として月１回開催し、経営の重要事項の審議および取締役会に上申すべき事項を議論することによって、意思決定の迅速化、業務執行機能の強化を図るとともに、重要事項の意思決定における判断の妥当性を確保することとしております。なお、取締役会および経営会議には監査役が出席しております。執行役員の選任にあたっては、各本部の業務執行を行う責任者としての人格、見識、能力、知識、経験等の要件を備えた人材を候補者とし、年齢、性別、国籍、社内外を問わず登用することを基本方針としており、指名･報酬委員会が、これらの資質を持つ者について理由を明示し取締役会に推薦しております。

また、取締役会の任意の諮問機関として、指名･報酬委員会およびガバナンス委員会を設置しております。
指名･報酬委員会は、取締役･執行役員･監査役の人事（選任･解任）および報酬に関する討議プロセスを透明化し、コーポレート･ガバナンス体制をより一層強化することを目的とし、取締役等の人事および報酬等に関する事項について審議し、取締役会に答申しております。
ガバナンス委員会は、全てのステークホルダーの立場を踏まえ、経営の透明性および公正性を高め、当企業グループのコーポレート･ガバナンスの継続的な充実を図ることを目的とし、コーポレート･ガバナンスに関する重要事項を審議し、取締役会に対し答申、助言又は報告を行っております。
指名･報酬委員会の状況等については、本報告書「II経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート･ガバナンス体制の状況1．機関構成･組織運営等に係る事項【取締役関係】」に記載しております。

監査役監査につきましては、社外監査役2名を含む3名の監査役が連携して、取締役の職務遂行に対して厳正な監査を行います。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

内部監査については、社長直轄の監査部を設置し、当企業グループの業務の適正性、財務報告の信頼性、経営の効率性やコンプライアンスの状況等の監査を実施しています。また、監査役、会計監査人と適宜情報交換を実施して、情報の共有を図る等、相互に連携し効果的な監査の実施に努めております。

会計監査については、当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。なお、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、日本公認会計士協会準会員4名、その他7名であります。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社では取締役会、経営会議、監査役会、会計監査人、内部監査部門、指名･報酬委員会、ガバナンス委員会、リスク･コンプライアンス委員会がそれぞれの機能を果たすことで、業務執行と監査･監督の分離が行われ、経営判断の透明性･合理性･適法性、ならびに経営監視機能の客観性･中立性が確保できることから、現状の体制を採用しております。なお、当社は第74期定時株主総会において社外取締役を1名増員し、合計3名の社外取締役を選任しております。社外取締役が専門的知見と客観的な立場から取締役会における意思決定に参画することにより、経営判断の透明性･合理性･適法性、ならびに経営監視機能の客観性･中立性が確保されるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	12月決算のため、株主総会の開催日は年間を通しての第一集中日には当たりません。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットならびに携帯・スマートフォンによる議決権の行使方法を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文の招集通知（要約）を当社ホームページにて提供しております。
その他	招集通知を発送日に先立ち当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを作成し当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算の発表後に説明会を開催いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR専用ページを設け、決算情報、適時開示資料および株主通信を掲載しております。また、有価証券報告書および四半期報告書、株主総会招集通知および決議通知等も掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレート・リレーション室がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、当社グループ内における行動基準およびIRポリシーを定めており、それらの中で、株主、投資家を含む当社のあらゆるステークホルダーとの関わりの重要性並びにその立場の尊重を謳っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、「C(カーボン)の可能性を追求し世界に貢献する」との経営理念のもと、全てのステークホルダーと健全な関係を維持し、環境・社会の課題に取り組むことにより、持続可能な発展に貢献してまいります。なお、環境保全活動およびCSR活動については、当社ホームページにて公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家を含む当社のあらゆるステークホルダー（利害関係者）に対し、正確でわかりやすい企業情報を、公平かつ迅速に発信することに努めております。開示にあたっては金融商品取引法及び証券取引所の定める規則を遵守するとともに、当社ウェブサイトにも情報を適宜掲載し、より広範かつ公平な情報開示に努めております。なお、当社のウェブサイトを通じて、法定開示事項以外の非財務情報等の開示を進めてまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループ（当社および当社子会社から成る企業集団を指す。以下同じ。）は、「C（カーボン）の可能性を追求し、世界に貢献する」という経営理念の下、株主・社会から高い信頼を得て、継続的に成長する未来型企業グループを目指し、当社業務の適正を確保する体制について以下の通りとする。

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）当社グループは、法令・定款および企業倫理の遵守を最優先として、誠実で公正な企業活動を通じて社会に貢献するために、経営方針と行動基準およびコンプライアンス・ガイドブックを定め、これを核として当社グループ全体の内部統制システムの構築に取り組む。
（2）取締役会は、法令・定款および企業倫理の遵守に関する事項をはじめ、経営方針等の重要事項に関する意思決定を行うものとし、各取締役の職務執行を監督する。
（3）当社は、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性および公正性を高めるとともに、取締役・監査役・執行役員の人事および報酬決定に関するプロセスの透明性を確保する。
（4）当社グループは、法令・定款および企業倫理の遵守とリスク管理体制の確立のため、これらを統括する組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンス上、重要な課題について審議し、方針を決議する。個別のリスクについては、主管部署が管理・対応を行い、リスク・コンプライアンス委員会がこれらを統括する。
（5）当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたない。なお、不当要求などのアプローチを受けた場合は、関係機関と連携し毅然とした対応をとる。
（6）当社グループは、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、社内教育および研修等の啓発活動を適宜実施する。
（7）監査役および内部監査部門は、取締役および使用人の業務遂行が法令・定款その他当社規程に従い効率かつ適正に実施されているかどうかについて監査を行う。
（8）当社グループは、不正行為等の早期発見と是正を図るために、通報者等の保護を徹底した内部通報制度を設置・運用する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、保存、管理、閲覧を適切かつ確実に行うことを目的として、当該情報に関する社内規程を定め、整備する。

3．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社グループは、使用人、資産、業務の継続等に多大な影響をもたらすと想定される各種災害およびその他の企業リスクに対し、リスク・コンプライアンス委員会の統括の下、損失の発生および拡大の防止に努めるものとする。
（2）当社グループは、災害の発生またはその他の企業リスクの顕在化に対し、対策本部を組織し、迅速かつ適切に危機管理にあたるものとする。

4．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、当社グループ全体としての経営方針等の重要事項についての意思決定を行う。意思決定の迅速化を図るため、取締役会は、日常の業務執行を執行役員に委任し、取締役および執行役員の業務執行は、取締役会がこれを監督する。
（2）当社子会社は、当社子会社の現地責任者をメンバーに含めた各社毎の取締役会を定期的に開催し、経営方針等の重要事項についての意思決定を行う。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
（1）当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程およびこれに付帯する社内規程を制定し、当社グループにおける経営管理体制を整備する。
（2）当社グループへの内部監査は、当社規程に基づき、関連部門と連携して、定期または臨時に行うものとする。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人の中から監査役補助者を任命することができる。監査役補助者を任命した場合、監査役は、当該補助者に対する指揮命令権、ならびに人事異動、人事評価、および懲戒処分等に対する同意権を保有することにより、当該補助者の取締役会からの独立性を確保する。

7．当社グループの取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制その他当社監査役の報告に関する体制および当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、当社グループの取締役および使用人が、法定の事項に加え、重大な法令・定款違反、当社グループの経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査部門が実施した監査結果または内部通報制度による通報のうち当社監査役が職務遂行上報告を受ける必要がある事項について、速やかに当社監査役に報告する体制を整備する。
（2）前記に関わらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができることとし、報告を求められた取締役および使用人はこれに応じなければならない。
（3）当社監査役は、当社グループの業務および財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門と密接な連携を保ち、効率的な監査を実施する。
（4）当社グループの取締役および使用人は、法令違反行為等に取締役または執行役員が関与し、または関与していると疑われる場合は、通常の内部通報ラインのほか当社監査役に通報することができる。
（5）当社は、当社監査役への報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。
（6）当社監査役は、職務の執行上必要である予算をあらかじめ定める。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求できる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、法令及び企業倫理に沿って行動すべきことを「行動基準」に定めており、反社会的勢力とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応することを宣言しております。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除に向けた活動については、リスク･コンプライアンス委員会の統括のもと、総務人事室を主管部署として推進し、反社会的勢力からの不当要求に対する対応マニュアルを定め、有事において正しく迅速な対応を図るとともに、コンプライアンス研修などにより教育･啓発を行っております。また、大阪府企業防衛連合協議会に加盟し、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、管轄警察、弁護士等との連携関係を深め、有事における協力体制を構築しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現段階では具体的な防衛策の導入は予定しておりませんが、今後必要に応じて検討を進める予定です。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

1．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項
健全な企業運営は企業にとっての責務であり、最重要かつ永遠のテーマと認識しております。当企業グループはコーポレート･ガバナンスのさらなる充実に向けて、上述の体制や取り組みの整備･強化を図るのはもちろんのこと、コーポレート･ガバナンスがより有効に機能していくことを第一義と認識し、その推進を図ってまいります。そのためにも、当企業グループは、経営者および従業員ひとり一人が常に意識を高く持つよう啓発体制を強化するとともに、株主をはじめとするステークホルダーの声を真摯に受け止めることにより、コーポレート･ガバナンスの更なる充実を図ってまいります。

2．適時開示の概要
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 内部情報等の管理体制
イ．内部情報等の総括責任者は、社長の委任を受けコーポレート･リレーション室長が担当しており、また、各部門長を内部情報管理者と定めております。
ロ．従業員がその職務の遂行に関し、知り得た情報を部門長に報告するよう周知徹底しております。また、報告を受けた部門長は、当該情報の内容を勘案し、管理対象となる内部情報にあたると判断した場合は、速やかにコーポレート･リレーション室長に報告するとともに、情報の社内外への漏洩防止に万全の措置を講じております。
ハ．コーポレート･リレーション室長は、部門長から報告を受けた内部情報等が、管理対象となる内部情報であるか否かにつき金融商品取引法その他の関連法規に照らして決定しております。
ニ．コーポレート･リレーション室長は、管理対象となる内部情報であると決定した内部情報を社長に報告し、その取扱いについて細部を定め、必要に応じて関連する部門長に指示を与え、内部情報等の管理のため必要かつ十分な措置を講じております。
ホ．コーポレート･リレーション室長は、管理対象となる内部情報に該当すると決定した内部情報について漏洩防止の指示を行い、金融商品取引法、関連政省令および証券取引所の定める諸規則に従い、適切な時期および方法により公表いたします。

(2) 役職員のインサイダー取引防止策
当社は、「内部情報管理およびインサイダー取引防止規程」を制定し、内部情報の管理および役職員の自社株等の売買に関する行動基準を定め、その内容の周知徹底を図ることにより役職員のインサイダー取引の未然防止に努めております。
具体例といたしましては、当社の役員が当社の株券等の売買等を行う場合は、事前にコーポレート･リレーション室長への届け出をし、承認後に取引を行うこと、および取引を行った場合は、その事後報告を義務付けております。

(3) 適時開示体制の整備及び運用状況
適時開示体制につきましては、情報の管理責任者として関連部門長が、また、総括管理責任者としてコーポレート･リレーション室長が職責を負い、開示業務はコーポレート･リレーション室が行う体制を構築しております。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要図】

